

新得町観光振興ビジョン検討会議設置要領

(平成 29 年 3 月 15 日決定)

(目的)

第1条 新得町観光振興ビジョン（仮称）の策定に当たり、幅広い町民の意見と専門的な見識を反映させ、より有効性の高いビジョンを策定することを目的として、新得町観光振興ビジョン検討会議（以下「会議」という。）を設置する。

(組織等)

第2条 会議は、10人以内の委員で組織する。

2 委員は、有識者その他町長が適当と認める者のうちから町長が委嘱する。

3 委員に対する報酬は、支給しない。

(任期)

第3条 委員の任期は、平成 30 年 3 月 31 日までとする。ただし、特別の事情があるときはこの限りではない。

2 委員が欠けたときは、必要に応じて委員を補充することとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 会議に委員長及び副委員長を置き、委員が互選する。

2 委員長は、会議を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、委員長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開催することができない。

3 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

4 会議は公開とし、議事概要を公開する。ただし、必要と認めるときは、委員の過半数の同意により、委員長は会議を非公開とし、議事概要も非公開とすることができる。

(意見の聴取及び資料提出)

第6条 委員長は、検討を進めるに当たり必要があると認めるときは、会議において関係者の出席を求め、その意見、説明及び資料の提出を求めることができる。

(オブザーバー)

第7条 会議は、必要に応じて観光振興等に関する意見を聞くため、オブザーバーを置くことができる。

(事務局)

第8条 会議の事務局を、新得町産業課に置く。

2 産業課長は事務局を総括する。

(補足)

第9条 この要領に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この要領は、平成 29 年 3 月 15 日から施行する。